一般社団法人 日本介護支援専門員協会会員の皆さまへ

介護支援専門員 賠償責任補償制度

会員の皆さまが

安心して業務に 従事するための

保険です!

(施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

本補償制度は一般社団法人日本介護支援専門員協会の会員専用に開発された保険制度です!!

初回申込締切

2020年 2月14日(金) 着

保険期間

2020年3月1日午後4時~ 2021年3月1日午後4時

中途加入は4月・5月・6月・9月・12月の年5回です。※締切日は前月の 15日です。

民事訴訟!

損害 賠償!

人格権侵害!



万一に備えて賠償責低保険

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

「もしも」のために

必ずご加入を ご検討ください!!

加入しておくことで 安心して業務が 行えます!!



万一の事故に備えて 損害賠償金や諸費用 を補償します!

このような場合に保険金を お支払いします。

事故解決のため、 文書作成や通信の費用が発生 (事故対応特別費用)



業務上で思いもよらない 賠償事故が発生

(身体賠償事故、財物賠償事故)



守秘義務違反による 賠償事故が発生 (人格権侵害)



事故発生後に見舞金を 支払うことに

(被害者対応費用)



不注意により、サービス提供が遅れた分の 費用について損害賠償請求を受けた (経済損害賠償)



加入者数 No.1! 充実した内容でオススメです

支払限度額(保険金額) 保険期間 1年、自己負担額なし

タイプ (支払限度額)	A タイプ	Bタイプ	Cタイプ	D タイプ	
① 身体賠償・財物賠償	1 事故 100 万円	1 事故 3,000 万円	1 事故 5,000 万円	1 事故 1 億円	
(共通保険金額)	保険期間中 100 万円	保険期間中3,000万円	保険期間中5,000万円	保険期間中 1 億円	
②人格権侵害賠償	1 事故 100 万円	1 事故 300 万円	1 事故 300 万円	1 事故 500 万円	
	保険期間中 100 万円	保険期間中 300 万円	保険期間中 300 万円	保険期間中 500 万円	
③被害者対応費用	_	1 事故・1 名	1 事故・1 名	1 事故・1 名	
(対人事故見舞費用)		10 万円	10 万円	10 万円	
④事故対応特別費用	_	1 事故 300 万円 保険期間中 300 万円	1 事故 500 万円 保険期間中 500 万円	1 事故 500 万円 保険期間中 500 万円	
⑤経済損害賠償	 — 	-	1 事故・保険期間中 100 万円	1 事故・保険期間中 100 万円	

オプション(A、B タイプのみ)



<追加補償> 経済損害賠償

1 事故・保険期間中 100 万円 最も心配される 経済損害賠償事故の補償を オプションでセットできる ようになりました!

ご加入についてのご案内

■ご加入方法

下記①と②の手続きを両方行ってください。(片方だけだと加入受付ができません。)

①加入依頼書(上部)に必要事項を記入の上、専用封筒で代理店宛にお送りください。

②払込取扱票(加入依頼書の下部)を切り離し、郵便局の ATM または窓口で保険料をお支払いください。(ネット送金不可)

加入依頼書送付先

〒104-0041 東京都中央区新富2丁目4番5号 ニュー新富ビル8F(株式会社ウーベル保険事務所)

TEL: 03-3553-8552 FAX: 03-3553-8553

保険料振込先

銀行名:ゆうちょ銀行 □座名義:一般社団法人日本介護支援専門員協会

(イッパンシャダンホウジンニホンカイゴシエンセンモンインキョウカイ)

□座番号:00190-3-487157

■ 申込締切日と保険料

※年5回の中途加入に変更となっております。お申込忘れがないようにお早めのお手続きをお願いいたします。

※申込締切日までに保険料のお支払と加入依頼書のご返送の両方をお済ませください。

			オプショ	ョンあり		オプションなし				
申込締切日	補償開始日	A タイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	
2月14日	3月1日	1,530	2,180	1	_	330	980	2,830	3,520	
3月15日	4月1日	1,400	1,820	_	_	300	820	2,590	3,230	
4月15日	5月1日	1,280	1,640	_	_	280	740	2,360	2,930	
5月15日	6月1日	1,150	1,450	_	_	250	650	2,120	2,640	
8月14日	9月1日	770	1,090	_	_	170	490	1,420	1,760	
11月13日	12月1日	380	550	_	_	80	250	710	880	

■ その他留意点

- ●この保険は一般社団法人日本介護支援専門員協会の会員向けの保険ですので退会される方や任意に中途脱退される方は、脱退手続きが必要です。脱退予定の2か月前頃には一般社団法人日本介護支援専門員協会へご連絡ください。この保険の中途脱退につきましてはお申し出以降のお手続きとなりますのでご了承ください。
- ●加入依頼書には必ず会員番号をご記入ください。退会された場合は、本保険制度に加入することはできません。
- ※加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。(補償開始日から約1か月以内に送付します。)

また、パンフレットはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了まで保管 してご利用ください。

■ 中途加入について

加入日は4月、5月、6月、9月、12月の1日となり、それぞれ加入月の前月15日(15日が土日祝日の場合はその前の平日)が申込締切です。この月以外でのご加入はできませんのでご了承ください。

加入月によって保険料が異なります。上表「加入締切日と保険料」にてご確認の上、お手続きをお願いします。

■ その他変更について

加入内容の変更(住所変更やプラン変更)、中途脱退については取扱代理店までご連絡ください。

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 御中

2020年用

介護支援専門員賠償責任補償制度加入依頼書

- ●一般社団法人日本介護支援専門員協会を契約者とする「介護支援専門員賠償責任補償制度」に加入します。
- ●申込人 (加入者) および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (https://www.sjnk.co.jp/) に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

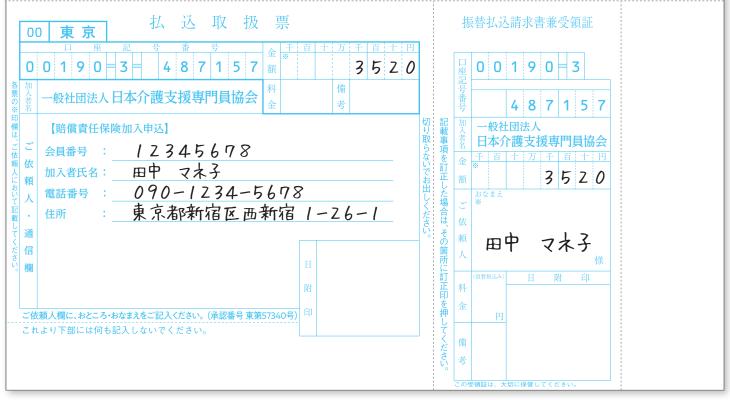
【ご注意】

加入依頼書の記載事項は全項目が告知事項となります。事実を正確にお申し出ください。記載事項(告知条項)が事実と相違する場合には、ご契約を解除させていただくことがあり、解除前に発生していた事故による損害に対しても保険金をお支払いできません。詳しくはパンフレットをご確認ください。

加入的	衣頼E	3(ご記)	入日): Z	020	年	/ 月	15	日					
申	氏	フリガナ	- 7	++	マス	 オコ							
申込人	名		B	中	マ	**	•						
加	住所	フリガナ	トウキョウ	1ト シ	ンジ:	177	ニシシ	ンジ	127	1-26-1	!		
	所	= 160	- 8338 TEL	(自宅)	03	(3349) 5137		TEL (日	中連絡先)	090 (123	34) 5678	
(加入者)および被保険者	(自宅)	東	京都	新	国区	. 西	新石	8	1-2	26-1	1		
よび	性別	男	· (女)	生年	月日	昭	• 1	ţ	55 年	5月	<i>l</i> ⊟	(40) 歳)
被	ź	会員番号 (8桁) 12345678											
床 険	※他の同種の保険契約(損保ジャパン日本興亜および他社を含む)はありますか。 (有・無)												
者	(保険	会社			契約	的期間			満期日		保険金額)
加入		オプション 無	(A5	7イプ) (Вя	イプ)	(C	タイプ		ン タイプ	$\overline{)}$
タイプ	プ [-	オプション 有		7 イプ /ョン 有 】) (イプ /ョン 有 】				よって異な パンフレット		ださい。
加入期	間	Z 0 Z 0	年 3月	1 1 E	∃ ~	202	1年	3月	1 ⊟	合計保険	料 3	,520	円

【加入方法】※下記①と②の手続きを両方行ってください。(片方だけだと加入受付ができません。)

- ①加入依頼書(上部)に必要事項を記入の上、専用封筒で代理店宛にお送りください。
- ②払込取扱票(下部)を切り離し、郵便局のATMまたは窓口で保険料をお支払いください。(ネット送金不可)



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者(一般社団法人日本介護支援専門員協会)または被保険者の故意
- ②日本国外で発生した損害、提起された損害賠償請求
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 など ※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合の詳細については後記「契約概要のご説明」をご覧ください。

■ 対象となる事故

身体賠償・財物賠償	加入者の業務遂行に起因する事故により、法律上の損害賠償責任を負われた場合
人格権侵害賠償	不当な身体の拘束による自由の侵害または口頭、文書などにより人格権を侵害した事故により、 法律上の損害賠償責任を負われた場合
ケアマネジメント業務に よる経済的損害賠償補償	加入者のケアマネジメント業務遂行(※)が原因で、要介護者など第三者に対して経済的損害 を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※)要介護認定の申請代行、訪問調査、ケアプランの作成およびこれらに付随して行われる業務をいいます。

■ お支払いする保険金の種類と内容

①損害防止費用	介護支援専門員(被保険者)が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
②緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者 に対する応急手当、緊急措置のために支出した費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	介護支援専門員(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使する ために支出した費用をお支払いします。
④争訟費用	介護支援専門員(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁 護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤協力費用	介護支援専門員(被保険者)が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて介護 支援専門員(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、介護支援専門員(被保険者) が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合>治療費、医療費、慰謝料等 <財物賠償事故の場合>修理費、再調達に要する費用等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 介護支援専門員(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
⑦被害者対応費用 (対人事故見舞費用)	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用をお支払いします。 ただし、1 事故において 1 名につき 10 万円を限度とします。
⑧事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)をお支払いします。

- ※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。
- ※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。 争訟費用=争訟費用の総額×支払限度額/⑥損害賠償金

■ 事故時のお手続きについて

■万一、事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の対応についてご案内します。ただちにご連絡いただけない場合は保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

【事故サポートセンター】 **0120 - 727 - 110**

(受付時間:平日/午後5時~翌日午前9時、土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24時間) ※上記受付時間以外は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

★ 示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、損保ジャパン日本興亜の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、損保ジャパン日本興亜の同意を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全額または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

介護支援専門員賠償責任補償制度(賠償責任保険)のあらまし(契約概要のご説明)

- ■商品の仕組み:この商品は賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- ■保険契約者:一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ■保険期間:保険期間は2020年3月1日の午後4時から2021年3月 1日午後4時までの1年間となります。
- **■**引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等
 - 引受条件 (保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しております
- ので、ご確認ください。
- ●加入対象者:一般社団法人日本介護支援専門員協会の会員
- ●被保険者:加入対象者ご本人
- ●お手続方法および中途加入:本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- ●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

- ■保険金をお支払いする主な場合
- パンフレットP5をご確認ください。
- ■保険金をお支払いできない主な場合

【共通「賠償責任保険普通保険約款〕】

- ①保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金 を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に よって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【共通 [賠償責任保険追加条項]】

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する 賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任 ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、 公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要す る業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物 (注) の損壊について、 その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など

【施設所有管理者特約条項】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など

【人格権侵害担保追加条項】

①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者 以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、 被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に 起因する賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦宣伝障害について被保険者が次に掲げる賠償責任
 - ・契約違反に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または 約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場 合を除きます。
 - ・宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任
 - ・価格表示の誤りに起因する賠償責任

なと

【生産物特約条項】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった 箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④生産物が次のアからウのいずれかに該当する場合である場合は、その 生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因する 賠償責任
 - ア. 医薬品等
 - イ. 農薬取扱法に規程する農薬
 - ウ. 食品衛生法に規程する食品

など

【介護支援専門員による経済的損失賠償責任担保追加条項】

- ①被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
- ②身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ③人格権侵害もしくは宣伝障害または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ④業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
- ⑥業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任
- ⑦保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任 など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご注意

- ●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- ●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- ●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- ●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、 損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名また は記名捺印ください。

- ●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込日から2 か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜 までお問い合わせください。
- ●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは 財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続き に基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保 険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削 減されることがあります。
- ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または 損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

宮業または事業のためのこ契約はクーリンクオブの対象とはなりません。 なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご 契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の お申し込みの撤回をすることができることをいいます。ただし、次のご 契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜 までお問い合わせください。

- ●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興 亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本 興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求さ せていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパ ン日本興亜までお問い合わせください。
- ●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- ●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- ○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知 事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただ く義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注) について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合 または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 - (注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - ①記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の 基礎数字を記載する場合はその内容
 - ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

■通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実が

なくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン 日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン 日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に 該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないこと や、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者 または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保 険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1. 以下の事項を、遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパン日本 興亜までご連絡ください。
 - ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および 氏名または名称
- ③損害賠償の請求の内容
- 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、 遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく 通知してください。
- 7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする 書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、

損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

- ●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興 亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②事故(災害)日時・事故(災害)原因および事故状況等が 確認できる書類	事故(災害)状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災保険等の給付請求書(写)、支給決定通知書(写)、請負契約書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書
③保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の 範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規程、補償金受領書 など
④保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾 書 など
⑦質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧損保ジャパン日本興亜が払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- ●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 - 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保 険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- ●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●被害者からの損害賠償請求を損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。 平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

〈受付時間〉

平日/午後5時~翌日午前9時

0120-727-110

土日祝日 (12月31日~1月3日を含みます。) / 24時間

※上記受付時間以外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ をご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

- ●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富2丁目4番5号 ニュー新富ビル8F TEL:03-3553-8552 FAX:03-3553-8553

<受付時間> 平日:午前9時15分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部第二課

※損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、 2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5137

<受付時間> 平日:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)